

奈良市古市児童館 他 2 館 機械警備装置設置仕様書

本仕様書は、機械警備業務委託に伴う警備装置設置仕様書とする。

1. 警備装置の設置

- ① 警備装置及び付帯する一切の装置は、受注者の所有とし、受注者において設置するものとする。
- ② 警報機器設置数
警報機器等配置図参照
- ③ 受注者は、機械警備を実施するにあたり、警備装置名及び設置位置を記載した警備計画書を提出し、当財団の承認を得ること。
- ④ 警備会社との通信用電話回線は受注者名義の一般公衆回線又は ISDN 回線、無線通信とし、回線の断線が 24 時間、速やかに警備会社で確認できること。
- ⑤ 機械警備のセット及び解除操作は、対象施設内で行えること。
- ⑥ 警備装置の設置に伴う配管類は、既設で再使用の可能なものについてはそのまま利用するものとする。
- ⑦ 警備装置の電源については専用回路とし、既設で再使用の可能なものについてはそのまま利用するものとする。
- ⑧ その他詳細については発注者と受注者双方で協議するものとする。

2. 警備装置の設置期限

児童館施設機械警備装置の設置期限は令和 5 年 6 月 1 日から 21 日以内とする。ただし、警備機器の設置が完了するまでの間は、受注者の責任でもって警備業務を遂行することとする。